

JA 営農情報

№366 令和8年 3月号

農薬の適正使用

①使用前にラベルを確認する

農薬には、それぞれ使用できる作物が決められており、使用する際は登録がある農薬を使用する必要があります。特に、『トマトとミニトマト』、『えだまめとだいず』、『ブロッコリーとカリフラワー』など、似たような野菜でもどちらかしか使用できない農薬もあるため、注意してください。

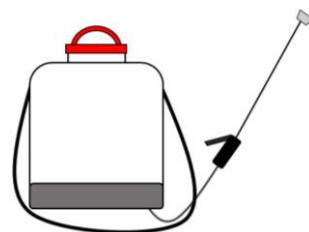
また、希釈倍率・使用回数・収穫前日数・散布方法など使用するにあたって遵守すべき事項がありますので、使用前には必ずラベルを確認するようにしましょう。



②散布に使用した器具を洗浄する

散布器具の洗浄が不十分の場合、農機具内に薬液が残ってしまい、その状態で次回使用したときに農作物へ付着して登録外使用となり、違反になってしまう恐れがあります。

そのような事態を防ぐために、農薬散布後は、タンクに水を溜めてよく振って、タンク内壁をしっかりと洗浄するとともに、ホースやノズルも通水して薬液が残らないようにしましょう。



③生産履歴帳票の記帳

JAへ農作物を出荷する場合は、生産履歴の提出が必須です。生産履歴には、いつ・どの農薬を散布したかだけでなく、播種日や定植日、収穫（予定）日を記載する必要があります。自分が作った農作物が安全であることを証明するために重要なものとなりますので、忘れず正確に記帳するようにしてください。

安心安全な農作物を生産するために、
農薬の適正使用に努めましょう！



農薬に関するご相談は営農経済センター（TEL641-9050）までお問い合わせください。

令和8年度農作業受託料金標準表

(10aあたり、税込)

	作 業 内 容	金 額	備 考
A	耕耘1回	13,000 円	
B	畝たて(耕耘) A+8,000 円	21,000 円	
C	代かき(耕耘)	18,000 円	
D	耕耘～代かき(春セット) A+A+C	35,000 円	耕耘2回+代かき1回のセット
E	田植え	18,000 円	四隅は植えません。施肥希望者は10aあたり2,000 円加算。苗箱は委託者が洗って下さい。苗運搬は別途1箱100円。
F	稲刈り・脱穀	33,000 円	四隅(一辺3m程度)は委託者が手刈りをして下さい。
G	乾燥・籾摺り	45,000 円	乾燥のみ、籾摺りのみの単独作業は受け付けません。
H	玄米配達	200 円	1袋(30kg)あたりの料金です。
I	耕耘～籾摺り+耕耘1回(稲刈り後)	140,000 円	耕耘から次年度に向け、稲刈後の耕耘までのセットです。Hは別途加算します。
J	機械除草(田圃/草丈30cm以内)	20,000 円	除草・草刈後の草の処理は致しません。畦草刈は別料金になります。

- 変形田で作業能率の悪い圃場 1割以上の割増し
- 湿田で作業能率の困難な圃場 1割以上の割増し
- 5a以下の圃場 1割以上の割増し

- 申込はJA茨木市の組合員に限ります。
- 畦草刈、農薬散布等は原則お断りします。
- 機械除草は、背丈が高い場合には割増料金の発生や、対応しかねる場合があります。

《各種相談日のお知らせ》

	法 律 相 談 隔月第2木曜日	税 務 相 談 隔月第4金曜日	ローン・資産・介護相談
3月	12日	——	下記店舗にて随時受付しておりますので、お気軽にお問い合わせください。
4月	——	24日	
5月	14日	——	
【実施場所】JA茨木市 本店3階 小会議室 【受付時間】午後1時～午後4時 ※定員は3名ですので、事前にご連絡ください。 総務課 広報ふれあい係 TEL: 627-7768			● <u>ローン・資産相談</u> JA茨木市 各支店 ● <u>介護相談</u> 介護支援センター (TEL: 627-7767)



ご利用ください

- 【テレホンサービス】青果物の市況をお知らせします。 TEL: 641-9150
- 【営農110番】栽培方法等ご相談ください。 TEL: 641-9050